

関ヶ原町の行った人権侵害に抗議し、関ヶ原人権裁判を支援する決議

- 1 関ヶ原町内にある南小学校・北小学校の統廃合問題について、良好な北小学校の教育環境を守りたいと住民の反対運動が起き、2005年9月、反対派住民は、町民約8900名の過半数にあたる合計5208筆の署名を集め、町長に提出した。

しかしながら、町長は、かかる署名に疑義がある旨主張し、町職員に命じて、署名簿記載の住所・氏名を利用して、署名を行った者のうち400戸以上に対する戸別訪問を行ったうえ、「本当に署名したのか」「今でも気持ちは変わらないか」「誰に頼まれたのか」との内心に踏み込む質問を行った。

これにより、関ヶ原町では、署名に対する強度の萎縮効果が発生し、提出先を問わず署名活動が非常に困難な状態に陥った。

- 2 署名活動をはじめとする集団的表現行為は、集団になることによって、ひとりでは立ち向かうことのできない強大な権力に集団で立ち向かうことが可能になる点に特徴がある。署名活動は、容易に開始でき、かつ効果的であるため、意思表示の具体的手段として広く用いられている方法であって、請願権・政治的表現の自由の実現を根底で支える非常に重要な表現手段である。

署名者個人に対して戸別訪問を実施することは、「提出先と自分ひとりでわたりあう覚悟がなければ署名できない」という状況を生じさせる。これは、署名活動の集団的表現活動としての特徴を直接脅かすものであって、署名活動という表現方法に対して、非常に強度の萎縮効果をもたらす。

関ヶ原町の行った戸別訪問は、署名運動という非常に重要な手段の選択を困難ならしめ、民主政の過程を根底から破壊する、請願権・表現の自由・プライバシー権に対する極めて重大な侵害行為である。

- 3 関ヶ原町は、関ヶ原人権侵害損害賠償請求事件提訴に先だって岐阜県弁護士会の警告を受けたにもかかわらず、その内容を履践しないばかりか、戸別訪問の正当性を主張し続けている。

- 4 自由法曹団は、関ヶ原町の行った人権侵害に強く抗議するとともに、関ヶ原町が、今回の戸別訪問を人権侵害であると認識し、岐阜県弁護士会の警告に従うことを求める。

自由法曹団は、あわせて、町民の人権救済の闘いである、関ヶ原人権侵害損害賠償請求訴訟を支援するものである。

2008年5月26日

自由法曹団2008年5月研究討論集会